お客さま各位

株式会社いちたかガスワン 営業本部 エネルギー事業部

電気供給約款の改訂(低圧・高圧)について

当社は令和3年5月1日より、電気供給約款を以下の通り改訂いたします。変更 内容は以下の通りです。

- ・ お申し込み方法の多様性に対応した変更
- ・ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の 一部改正への対応
- ・ これまで契約時の重要事項説明書に記載していた、違約金についての条項追加

詳細は次頁以降の新旧対照表および、ホームページ等により改定後の電気供給約款をご確認ください。

以上

【低圧】電気供給約款 新旧対照表

現

改 正 後

3 定義

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」 といいます。)第16条第1項に定める賦課金をいいます。

行

6 供給契約の申込み

(1)お客さまが新たに電気の供給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、<u>次の事項を明らかにして</u>、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別,供給地点特定番号,需要場所,契約電流等(契 約電流,契約容量,契約電力をいいます。),使用開始希 望日および料金の支払方法

35 違約金

(4) (新設)

3 定義

(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

6 供給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の供給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、<u>当社所定の</u> <u>書面またはインターネット等の</u>様式によって申込みをしていただきます。

35 違約金

(4)お客さまの申し出もしくは、お客さまの事由により供給開始月から起算して 12 ヶ月未満の期間内に解約となる場合、解約事務手数料として3,300円(税込)をお支払いいただきます。但し、以下の理由の場合を除きます。イ 転居により解約する場合で、転居先でも当社電力をご購入いただく場合または当社電力の供給を転居先で受けることができない場合

<u>ロ</u> 建替により解約する場合で、建替後も当社電力をご <u>購入いただく場合</u>

<u>ハ</u> その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合 で当社がそれを認めた場合

附則

1この供給約款の適用開始期日

この供給約款は、令和3年<u>1</u>月1日(以下「基準日」といいます。)より適用いたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は,再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし,電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (略)

附則

1この供給約款の適用開始期日

この供給約款は、令和 3 年 5 月 1 日(以下「基準日」といいます。)より適用いたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は,再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし,電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (略)

現 行

(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定イ (略)

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金として第定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置 法第 17条第1項の規定により認定を受けた場合、または 再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項もしくは第 6項の規定により認定を取り消された場合、すみやかに その旨を当社に申し出ていただきます。 改 正 後

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定イ (略)

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法 第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さ まから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可 能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたしま す。

お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金として第定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置 法第 37条第1項の規定により認定を受けた場合、または 再生可能エネルギー特別措置法第 37条第5項もしくは第 6項の規定により認定を取り消された場合、すみやかに その旨を当社に申し出ていただきます。

【高圧】電気供給約款 新旧対照表

現 行

改 正 後

第3条 定義

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 16 条第 1 項に定める賦課金をいい、附則「再生可能エネルギー発電促進賦課金」に定めるところによります。

(15)一般送配電事業者

北海道電力株式会社(事業の全部の譲渡、合併または会社分割(一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。)によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した者を含みます。)をいいます。

附則

再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)電気料金

電気料金は第 15 条の規定にかかわらず、当分の間、第 15 条の規定によって電気料金として定められた金額に、次よって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 それぞれの合計値を加えたものといたします。

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第<u>16</u>条第2項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

口 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間 再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定 めるところに従い、原則として、4 月の検針日から翌年 の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適 用いたします。

<u>ハ</u> 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使 用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその1月の常時供給電力および自家発補給電力の 使用電力量の合計電力量といたします。

二 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記<u>ハ</u>に定める その1月の使用電力量に上記<u>イ</u>に定める再生可能エネル ギー発電促進賦課金単価を乗じて算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

第3条 定義

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、附則「再生可能エネルギー発電促進賦課金」に定めるところによります。

(15)一般送配電事業者

<u>電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者</u>をいいま

附則

再生可能エネルギー発電促進賦課金

(削除)

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第<u>36</u>条第2項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価 を定める告示がなされた 4 月の検針日から翌年の 4 月の 検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたし ます。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその1月の常時供給電力および自家発補給電力の 使用電力量の合計電力量といたします。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記<u>(3)</u>に定めるその 1 月の使用電力量に上記<u>(1)</u>に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

現 行

<u>ホ</u> 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別 措置

再生可能エネルギー特別措置法附則第9条第1項に定める電気の使用者に該当するお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他関係法令等に定めるところに従い、上記へにかかわらず、零円といたします。

また、再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他関係法令等に定めるところに従い、上記二にかかわらず、上記二によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法附則第17条第3項に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置 法附則第 17条第1項の規定により認定を受けた場合、ま たは再生可能エネルギー特別措置法附則第17条第5項も しくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、 すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。 改 正 後

(5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別 措置

(削除)

再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他関係法令等に定めるところに従い、上記にかかわらず、上記(4)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法附則第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置 法附則第<u>37</u>条第1項の規定により認定を受けた場合、ま たは再生可能エネルギー特別措置法附則第<u>37</u>条第5項も しくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、 すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。